

プロジェクト 実務対応レベルのテーマ評価

子会社株式等の減損とのれんの減損の関係（実務対応専門委員会による評価）

項目

（2015 年 3 月 18 日に開催された第 23 回基準諮問会議資料（金融商品会計における上場関係会社株式の減損の取扱いについて（事務局による検討））

基準諮問会議への新規テーマの検討の要望

（テーマ）
金融商品会計における上場関係会社株式の減損の取扱いについて
（提案理由）
<p>上場株式の減損における回復可能性の検討に際しては、市場株価による判定が主体となっているが、個別財務諸表において検討対象が子会社・関連会社株式の場合は、基本的に株式売却を予定しておらず、親会社ないし主要株主として投資先の企業価値の向上に向けた検討を主導ないしサポートすることも多いことから、こうした場合の回復可能性の検討内容・方法について、連結財務諸表との整合性の観点も含めて、より明確にする必要があると考えられる。</p>
（具体的内容）
<p>継続保有を前提とする子会社・関連会社株式の場合は、金融資本市場の動向等により短期的に変動が大きくなることもある市場株価よりも、投資先の将来事業計画に基づく本源的価値等の方が回復可能性の判断において質的に重要と考えられ、また、連結財務諸表ともより整合的ではないかと考えられる。については、実務指針の記載にこうした考え方を適切に追記し、市場株価のみが判断基準ではない点をより明確にした方が実務に資するものとする。</p>

論点の整理

1. 金融商品会計基準は、「満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式並びにその他有価証券のうち、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品以外のものについて時価が著しく下落したときは、回復する見込があると認められる場合を除き、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は当期の損失として処理しなければならない。」としている（金融商品会計基準第 20 条）。

この定めにより、子会社株式及び関連会社株式であっても、上場している場合には、時価を把握することが極めて困難と認められないため、回復する見込があると認められる場合を除き、時価に基づいて減損の判定を行うことが求められている。

資料(1)-3 参考資料

- また、金融商品会計実務指針は、「時価のある有価証券が「著しく下落した」ときは、必ずしも数値化できるものではないが、個々の有価証券の時価が取得原価に比べて50%程度下落した場合には「著しい下落」したときに該当する。」としており、さらに「この場合には、合理的な反証がない限り、時価が取得原価まで回復する見込みがあるとは認められない」としている（金融商品会計実務指針第91項）。
- 第1項及び第2項に記載した定めに関連して、基準諮問会議に対して、「継続保有を前提とする子会社・関連会社株式の場合は、金融資本市場の動向等により短期的に変動が大きくなることもある市場株価よりも、投資先の将来事業計画に基づく本源的価値等の方が回復可能性の判断において質的に重要と考えられ、また、連結財務諸表ともより整合的ではないか」という意見が寄せられている。
- 基準諮問会議に寄せられた意見を踏まえ、金融商品会計における上場関係会社株式の減損の取扱いについて新規テーマとするかを評価するに当たり、基準開発に関するニーズを調査したうえで分析を行った。

1. 基準開発に関するニーズの調査

- 基準諮問会議に提案された基準開発に関するニーズを把握するため、主に上場子会社株式または関連会社株式を保有している企業及びその監査人に対してアンケート調査を行い、企業から25社、監査人から10社の回答を入手した。その回答の概要は以下のとおりである。

【質問1】時価に基づいて減損を実施するという現行の取扱いにおいて、実務上課題となった経験はあるか。

- 質問1に対する作成者及び監査人からの回答は以下のとおりとなった。

【作成者】

課題となったことはない 76% (19社)	課題となったことがある 24% (6社)
--------------------------	-------------------------

(課題となったことがあるという回答に関する主なコメント)

- 上場子会社・関連会社株式について、継続保有を前提としているにもかかわらず、将来の事業計画や一株当たり純資産価値よりも市場における時価が重視されており、時価の回復可能性の立証責任を問われるなどの実務負荷を被っている

資料(1)-3 参考資料

る。

- (2) 利益を計上しており配当を実施している会社であっても、株価純資産倍率（PBR）が1を割り込んでいることがある。そのような状況において市場における時価に基づいた減損処理が最適なのか検討する必要がある。
- (3) 買収した上場会社において、毎期、利益を計上しているにもかかわらず、市場環境の変化により市場における時価が50%を大きく下回った状態が生じたことがある。
- (4) 仮に子会社又は関連会社が非上場である場合には事業計画等から減損不要と判断でき、概ね妥当性があるといえるにもかかわらず、上場会社であることから市場における時価に基づき減損することは整合性に欠ける。

【監査人】

課題となったことはない 50%（5法人）	課題となったことがある 50%（5法人）
-------------------------	-------------------------

（課題となったことがあるという回答に関する主なコメント）

- (1) 上場会社の株式について、超過収益力を反映した高額プレミアムを支払って取得している場合において、取得後の子会社株式の評価に当たり当該プレミアムをどのように考慮すべきかが議論となったことがある。プレミアム部分がのれんとして償却される連結上の取扱いと整合しないという意見があった。
- (2) 市場における時価の下落原因が個別事由によるものでないとして将来事業計画等に基づいて回復可能性を判定すべきという主張が聞かれたが、最終的には、事業計画等では市場価格そのものをサポートできないことから、会計基準で市場価格による減損処理を定めている限り、そのような主張は認められないとして対応したことがあった。

【質問2】50%超下落した場合は原則として回復可能性がないものとする現行の取扱いについて実務上課題となった経験はあるか。

7. 質問2に対する作成者及び監査人からの回答は以下のとおりとなった。

【作成者】

資料(1)-3 参考資料

課題となったことはない 84% (21 社)	課題となっ たことがあ る 16% (4 社)
---------------------------	-------------------------------

(課題となったことがあるという回答に関する主なコメント)

- (1) 上場子会社及び関連会社株式については、本来、本源的価値による実質的な判断が重視されるべきであり、趣旨の正確な理解に資するような形での実務指針の記載の明確化には賛成である。
- (2) 個別財務諸表では、取得原価をもって貸借対照表額としていることから、減損処理後に株価が回復した場合、戻入を認めても良いと考える。
- (3) 米国会計基準においては、一時的でない公正価値の下落の判定に関して、一定期間、時価が簿価を下回っている等の数値基準を用いている実務が見受けられる。一時的でない下落に関して数値基準を設けることは、会計処理の予測可能性が高く、恣意性が入り込みにくいという利点があると考えられる。
- (4) 四半期決算日において、上場関連会社株式の時価が 50%以上下落したため、減損処理を行った。しかし、期末決算日においては時価が回復したため、税務上の処理も考慮して、関係会社株式評価損の戻入益を計上したことがあり、その際、実務指針第 91 項の適用に関して課題を認識した。

【監査人】

課題となったことはない 70% (7 法人)	課題となっ たことがあ る 30% (3 法人)
---------------------------	-----------------------------------

(課題となったことがあるという回答に関する主なコメント)

- 市場における時価が下落していても、事業計画等から回復可能性を判断してもよいのではないかと考えられる事例があった。

【質問 3】 現行の取扱いに関する意見

【作成者】

- 現在の取扱いを変更する必要はないとする意見

資料(1)-3 参考資料

- (1) 子会社及び関連会社について、それ以外の会社と区別せずに同一の基準を適用することに合理性があると考えており、また、単独決算のみに関係する論点でもあるため、新規テーマとして取り上げる必要は無いのではないかと。
- (2) 本論点について議論するのは反対しないが、その結果、金融商品会計実務指針第 91 項に規定されていない実質価額の算定の義務付けを追加するような取扱いには同意できない。
- (3) 基本的に、市場における時価にはその時点で公表されている情報に加え、将来の期待値を加味されたものが反映されていると考えられる。親会社は子会社や関連会社のすべての情報を網羅できる訳ではなく、そのような状況において親会社が見積もった評価額に基づいて減損処理を判定するのは困難と考えられる。また、親会社が見積もった評価額に基づいて作成した財務諸表を開示することは、投資家に対する説明責任の面でも十分ではないと考えられる。さらに、親会社が見積もった評価額に基づいて減損処理を判定することを実務面から考慮した場合、当該判定に客観性を確保しようとした場合、第三者機関等を使用することが想定され、親会社には時間及びコストの負担が加わる。

以上の観点から、減損処理については従来通り時価による判定が適切と考えられる。

- (4) 子会社については、上場にあたり親会社からの独立性が一定程度担保されているため、減損の判定基準を一般事業投資と同様に、上場子会社については市場における時価に基づいて減損処理を行うのが妥当である。関連会社については、支配に近い場合もあれば実質的にはほとんど影響力を保有していない場合もあり影響力の度合いが様々であること、子会社とは異なり当該関連会社の運営を支配する段階まで至っていない点などから、特に上場している場合には減損の判定基準は市場における時価とするしかないと考えられる。

連結財務諸表との整合性に関して指摘されているが、単体財務諸表として考えた場合には、保守主義の観点や分配計算における違法配当のリスクへの対処の観点を優先するべきであるため、子会社及び関連会社株式が上場している場合には減損処理の要否は株価とすることが明瞭であり、説明責任を果たすことができると考えられる。

- (5) 個別財務諸表において上場関係会社株式の減損が発生した場合には、必要に応じて、投資先の将来事業計画に基づく開示を行えばよいと考える。
- (6) 現行の規定は、①最もポピュラーかつ公正と思われる株価をベースにしていること、②合理的な反証があれば見積り評価額を使用する余地があること、③合理的な反証のハードルは高いが恣意性を排除するためにはある程度やむを得ない面もあること、以上から見直しが必要とまでは言えないと考える。

● **時価に基づく減損処理の取扱いの変更を求める意見**

- (1) 上場子会社株式及び関連会社株式の減損処理の判断基準について、原則として本源的価値により判断し、例外として市場株価により判断することとすべきと考えられる。
- (2) 親会社の立場としては、上場株式を保有するというよりも子会社及び関連会社株式を通じて事業を保有しているというのが実感である。したがって、当該子会社及び関連会社の株価の変動によって損益を実現する方針がない状況では、市場における時価に基づいて減損処理を判定することに違和感がある。
- (3) 継続保有することを前提としている上場子会社及び関連会社株式については、ゴーイングコンサーンを前提とする将来事業計画に基づいた評価額に基づいて減損判定を行なうのがより望ましいと考える。
- (4) 個別財務諸表における上場子会社株式及び関連会社株式の減損処理については、非上場の子会社株式及び関連会社株式の処理と統一すべきである。但し、現行の税法では50%以上時価が下落すると損金計上可能であるため、税法と整合性を保つ必要がある。
- (5) 一時点における市場の時価は、必ずしも企業の将来的な成長を的確に反映しているとはいえず、上場子会社株式及び関連会社の業界や事業の展望を熟知し長期的な視点で投資をしている親会社が行う評価の方が適切な場合があると考えられる。
- (6) 投資先の将来事業計画に基づく使用価値が市場価格を上回る場合には、必ずしも市場価格まで減損する必要はなく、使用価値まで減損すれば足りる。

● **減損の判定に用いる時価を見直してはどうかという意見**

- (1) 減損の判定にあたって、一律に期末の市場における時価に基づいて減損処理を行うのではなく、過去6ヵ月の平均株価などで減損処理を行うこと等を認めたほうがいいのではないか。
- (2) そもそも市場における時価が絶対的に正しいか、例えば、一時的な信用収縮などで正常に機能していない状態で価格が形成されることもあるのではないかという点からのアプローチがあってもよいのではないか。

● **現行の取扱いに新たな取扱いを追加することを提案**

- (1) 市場における時価が下落していても回復可能性を説明できる場合はあるため、反証規定を追加してはどうか。
- (2) 株価が回復した場合の戻入要件も検討していいのではないか。

● **その他の意見**

- (1) 国際的基準における持分法の取扱いでは、上場会社について市場価格を基準とした減損の規定が存在している。この点は、日本基準のコンバージェンスの対象となりうる項目であり、基準レベルでの議論が必要なテーマである。
- (2) 持分法適用会社について、のれんの償却額や減損処理額はその内容にかかわらず「持分法による投資損益」として営業外損益に表示することとされている。持分法適用会社に関するものであるということだけで、連結上は営業外損益での表示しか認めないということに違和感がある。
- (3) 上場子会社又は関連会社が発行する種類株式を保有している場合における減損処理について、明確なガイドラインが現行基準に存在していない。そのため、当該種類株式の普通株式への転換価格を原則に、その時点の投資先の将来計画を参考に回復可能性も勘案する形で減損処理のガイドラインを作成した経験がある。種類株式に関わるガイドラインの明文化についても今回の検討対象にしてはどうか。
- (4) 市場における時価による画一的な判定は、客観性を確保し実務工数を軽減するというメリットがある一方で、経済実態にもとづく会計処理判断の余地を狭めるという側面もある。

【監査人】

● **現在の取扱いを変更する必要はない**

- (1) 上場子会社株式及び上場関連会社株式を原価評価としている限り、市場による時価を否定するような減損処理の運用は、実務上困難を伴うため、そのような運用の余地を残すような対応は適当でないと思われる。
- (2) 上場子会社及び関連会社株式の市場における時価は、その客観性や比較可能性の観点から、株式の減損処理の評価の基準として有用であると考えられるため、現状の基準を変更する必要性は低いのではないかと考える。

例えば、複数の会社の関連会社となっている上場会社の株式の時価が著しく下落している場合において、ある会社は当該株式を減損処理し、他の会社は当該株式を減損処理しないといったことが起こりうる余地を残すことは、減損処理の要否に関する判断過程が開示されない現行の開示制度下にあっては、望ましくないと考える。

● **現行の取扱いの変更を検討することも考えられる**

- (1) 上場子会社株式及び上場関連会社株式の評価において、市場における時価の変動の影響を遮断するとの考え方があり得るとしても、仮にそうであればむしろ、

当該株式は原価法でなく、持分法により評価することとし、将来事業計画に基づく評価は、上場子会社及び関連会社が保有する固定資産の減損処理を通じて、結果として子会社株式及び関連会社株式の持分法評価に反映させるとともに、個別財務諸表においてものれんの償却を行う方が、個別財務諸表と連結財務諸表の損益（親会社株主に係る部分のみ）は基本的に一致することにもなり、現行よりも財務諸表が格段に分かりやすく、利用されやすくなるようにも思われる。ただし、持分法の適用は評価益の計上も想定されるため、分配規制との関係から法令改正等が必要となる。

- (2) 事業計画等を実行に利用することを認める場合には、そのための要件を明確にする必要がある。
- (3) 現行1年程度とされている回復見込み期間をもう少し長くしても良いのではないかな。

II. 分析

市場における時価の使用

8. 固定資産について減損の判定及び会計処理を行う場合、回収可能価額として、資産又は資産グループの正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額が用いられる。売却価値と使用価値については、売却価値は市場の観点から測定されるのに対し、使用価値は企業が当該資産を使用することによって得られるキャッシュ・フローという企業の観点から測定される。ここで、企業が当該資産を市場で期待されているよりも多くのキャッシュ・フローを得られると考える場合、使用価値の方が売却価値よりも高くなる。

一方、金融商品について減損の判定及び会計処理を行う場合には、市場による時価が用いられる。これは、金融商品については、保有する企業によって価値が変わることは、通常は想定されないためである。

9. ここで、上場している子会社株式及び関連会社株式については、形式的には金融商品であるが、実質的には固定資産と同様に、事業と組み合わせた価値を期待していることから、他の金融商品とは異なる性質を有しており、固定資産への投資に近いとの見方がある。

従って、上場している子会社株式及び関連会社株式に関する減損について、形式面を重視した場合には、市場の観点から測定した市場における時価を用いて減損の判定及び会計処理を行うことが考えられる一方で、前項の考え方にに基づき実質面を重視した場合には、企業の観点から測定した使用価値を用いて減損の判定及び会計処理を行うことも、必ずしも否定されないと考えられる。

10. このように、理屈の面からは、上場している子会社株式及び関連会社株式について、

固定資産に関する取扱いと同様に正味売却価額と使用価値のいずれか高い方を用いて減損の判定及び会計処理を行う方法も、必ずしも否定されないと考えられる。

11. 一方、現行の金融商品会計基準は、子会社株式及び関連会社株式について、原価により評価することを除いて、他の金融商品と特段の区別を行わずに会計処理を定めている。例えば、有価証券の売買契約の認識については約定日基準又は修正受渡基準によることとされており、また、子会社株式及び関連会社株式の消滅に関しては、他の金融商品と区別されず、金融商品会計基準第9項の3要件に基づくこととされている。これらの定めは、固定資産の認識や消滅の認識と異なるものとなっている。

このため、上場している子会社株式及び関連会社株式について実質的に固定資産への投資に近いものとして会計処理を見直した場合には、減損の定めのみならず、広範囲な見直しが必要となる可能性がある。

回復可能性の判定

12. 金融商品会計実務指針においては、「時価のある有価証券が「著しく下落した」ときとは、必ずしも数値化できるものではないが、個々の有価証券の時価が取得原価に比べて50%程度下落した場合には「著しい下落」したときに該当する。」としており、さらに「この場合には、合理的な反証がない限り、時価が取得原価まで回復する見込みがあるとは認められない」としており、回復可能性に関する合理的な反証が可能となっている。
13. この「合理的な反証」には、市場価格動向とは別に、子会社株式及び関連会社株式の保有目的を踏まえて、投資先の将来の事業計画等に基づく価値に基づいた回復可能性の評価も含まれると考えられる。なお、その場合においても、当該評価によって「時価が取得原価まで回復する見込みがある」ことに関する合理的な説明が求められることとなる。

III. 本提案に関する対応案

14. 基準諮問会議に対する提案は、「継続保有を前提とする子会社・関連会社株式の場合は、金融資本市場の動向等により短期的に変動が大きくなることもある市場株価よりも、投資先の将来事業計画に基づく本源的価値等の方が回復可能性の判断において質的に重要と考えられるため、市場株価のみが判断基準ではない点をより明確にすべき」とのものである。
15. 「I. 基準開発に関するニーズの調査」においては、現行の取扱いについて実務上の課題を認識したことがないとする回答も多く寄せられているが、現在の取扱いを改正すべきという意見も聞かれ、基準開発のニーズについては、両論が聞かれている。

資料(1)-3 参考資料

る。

16. 一方、「Ⅱ. 分析」に基づくと、基準諮問会議への提案への対応として、理屈の上では、第10項のとおり、減損の判定及び会計処理において使用価値を用いる方法も検討し得るものの、仮に見直す場合には、減損の定めならず、子会社株式及び関連会社株式の会計処理に関する広範な見直しが必要となる可能性があり容易ではないと考えられる。

これに対し、回復可能性の判定については、現在も「合理的な反証」が認められており、この「合理的な反証」を行う際には、第13項に記載のとおり、市場における時価のみが判断要素ではなく、投資先の将来事業計画に基づく本源的価値等も判断要素の1つに含まれると考えられる（ただし、当該評価によって「時価が取得原価まで回復する見込みがある」ことに関する合理的な説明が求められる。）。そのため、会計基準及び実務指針を改めて見直す必要はないと考えられる。

17. よって、本提案に関して、基準開発が必要とまでは言えない状況にあると考えられ、本提案については、ASBJの新規テーマとして取り扱わないこととしてはどうか。

以 上